

見積公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年3月1日

全国健康保険協会石川支部
支部長 横本 篤

1. 調達内容

(1) 件名

債権回収催告等業務委託

(2) 業務委託の内容

別添業務委託要領による

(3) 委託期間

契約締結日～令和5年3月31日

(4) 見積競争方法

見積競争は1か月あたりの単価とし、本業務に関する一切の費用を含めること。

提出期限内に有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

2. 参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。

(2) 弁護士資格を有する者であること。

(3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(7) データの引き渡しについては手渡しを基本としているため、全国健康保険協会石川支部から2km以内に弁護士事務所を有している者であること。

(8) 過去の業務実績において、当該業務に類似する業務委託の業務実績を有する者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出先、仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8767

石川県金沢市南町 4 番 55 号 WAKITA 金沢ビル 9 階

全国健康保険協会石川支部 企画総務グループ (担当) 山田

電話番号 076-264-7201

(2) 見積提出期限提出期限

令和 4 年 3 月 18 日 午前 11 時 00 分 (必着)

(3) 提出方法

持参、郵送、FAX の場合は後日原本を郵送等により提出すること。

4. その他

(1) 当該案件の全部または主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。

(2) 見積書には見積年月日・事業所名・代表者名・見積金額を記載し代表者印を押印し提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印もれまたは判読不明なものは無効とする。

(3) 提出した見積書の差替え、変更、または取消しをすることはできない。

(4) 見積金額には本業務にかかる一切の費用を見込むこと。

(5) 本件業務の目的を達成するため、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき又は業務の内容を変更する必要が生じたときは、全国健康保険協会石川支部と受託者が協議するものであること。

(6) 請求にあたっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(7) 決定事業者には後日連絡する。

(8) 令和 4 年度予算が認可される前提で実施するが、厚生労働大臣の認可を得られない場合は、契約ができない場合もあり得る。

【参考 全国健康保険協会会計細則 拠粹】

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。